

ポストコロナ経済対策特別委員会 調査報告書のまとめ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、本市においては感染拡大により一時的に医療体制が逼迫したことや、感染拡大抑制のための取組により市内経済が疲弊していることから、本市の経済対策の現状や景気動向を把握し、実情に合わせた経済活性化を図るための施策の推進に寄与するため、新型コロナウイルス感染症による本市への影響を把握し、国・県が打ち出す経済対策の動向を踏まえ、ポストコロナ社会を見据えた本市経済を回復・発展させるための様々な諸方策について鋭意検討を行った。

以下、調査の過程で出された主な意見、要望を付して、本委員会のまとめとする。

1 本市の経済支援・経済対策の現状について（令和3年5月調査）

新型コロナウイルス感染症に対する社会経済対策については、感染拡大の状況に応じた救急期、リハビリ期、復活期等のフェーズに応じながら、国、県の対策の及ばないところを市が担うという基本的な考えの下で施策を講じている。影響を受けた事業者に対しては、資金繰りや雇用の維持、事業の継続、回復後の対策など、様々な面からの支援を行っている。

(1) 商工部における経済対策

ア 事業持続化支援金

国の経済対策に先駆け、令和2年3月から5月までの間の1か月の売上げが前年同月比で20%以上減少した市内の小売・飲食店を対象として1店舗当たり30万円を限度に支給を行った。支給件数は小売・飲食店併せて4,218件、12億4,416万8,000円を支給した。

その後、全業種を対象に国の持続化給付金の要件を満たさない、令和2年1月から12月までの間の1か月の売上げが前年同月比で20%から50%未満までの減少があった中小法人に30万円、個人事業主に15万円を限度に支給を行った。支給事業者数は中小法人、個人事業主合わせて1,581件、3億3,616万8,000円を支給した。

イ プレミアム商品券発行事業費

令和2年4月16日から5月6日まで全国的に発令された緊急事態宣言が解除され、低迷した経済活動を引き上げる施策として、飲食店限定のプレミアム率30%と共通のプレミアム率20%の2種類の商品券を総額15億7,448万6,000円発行し、域内の消費喚起に取り組んだ長崎市商店街連合会へ補助を行った。

ウ 商店街等にぎわい復活支援費

(ア) にぎわい復活支援費補助金

新型コロナウイルス感染拡大により失われた商店街や飲食店等の賑わいを復活させるため、これらの団体が行う独自のプレミアム商品券の発行や各種イベントの取組に対して支援を行った。令和2年度は補助額50万円以内（補助率10分の9）

による交付を15団体、687万1,000円の補助を行い、令和3年度は補助額200万円以内（補助率10分の9）として支援を行っている。

(イ) 新しい生活様式対応ステッカーの配布

市内の新しい生活様式対応に取り組む団体・店舗に対し、尾曲がり招き猫をモチーフにしたステッカー2万枚を製作・配布し、店頭等に掲示してもらうことで新しい生活様式への対応を促すとともに、消費者へアピールする取組への支援を行った。

エ 若年者雇用促進費

企業や学生の採用・就職活動のオンライン化が進んでいることを受け、市内事業者への専門アドバイザー派遣による採用活動のオンライン化の支援や、市内企業を紹介した書籍「NAGASAKI WORK STYLE」を電子書籍化し、学生への情報発信の強化を図った。

オ 経済成長戦略策定費

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた地域経済の現状を把握した上で将来予測等の基礎調査を行うとともに、基礎調査を基にウィズコロナ、アフターコロナにおける経済成長戦略の策定を行うため、調査委託に係る費用を計上している。

なお、委託業者はプロポーザル方式により、公益財団法人ながさき地域政策研究所を選定している。

カ 事業承継支援費

事業の譲渡や合併による事業承継をしようとする市内の中小企業者に対し、その取組を支援するもので、専門家への委託料（補助率3分の2）として65万円以内の補助を行う。

キ チャレンジ企業応援補助金

市内の中小企業者の経営基盤強化のため、販路開拓、新製品開発、生産性向上、新事業展開などの取組を支援するもので、補助額としてはECサイト参入・販売促進のための経費が50万円以内、その他は300万円以内で、補助率は3分の2としている（ただし、長崎県の経営革新計画の承認を受けた事業は4分の3）。

ク 営業時間短縮要請協力金

長崎県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した飲食店や遊興施設を運営する事業者に対し、令和3年1月20日から2月7日までの期間は、1店舗当たり76万円（1日当たり4万円）の協力金を支給し、支給件数は2,514件、支給額は19億1,064万円となった。令和3年4月28日から5月31日までの期間については、売上高等をもとに1

日当たりの給付額を算出して協力金を支払うこととし、認定対象件数としては中小企業及び大企業を合わせて約2,600件を想定している。

ケ 中小事業者等一時金（第1期、第2期）

飲食店に対する営業時間の短縮要請や不要不急の外出自粛により、売上げが前年（または前々年）同月比で20%以上減少した市内事業者（個人事業主を含む）に対し、一時金を支給するものであり、営業時間短縮要請協力金の受給者は対象外となる。第1期（時短要請期間：令和3年1月20日から2月7日まで）は、1事業者当たり20万円、減収率50%以上で要件に合致する事業者は30万円を支給するもので、6月18日時点で5,336者の申請がなされている。第2期（時短要請期間：4月28日から6月7日まで）は、令和3年4月、5月、6月のうち、要件を満たすいずれか2か月分の事業収入の減少額を支給することとし、一月当たりの上限額は、減収率20%以上50%未満の事業者は12万5,000円、減収率50%以上の事業者は17万5,000円である。支給見込事業者数は5,500者としている。

(2) 市内業種別倒産件数及び負債総額

東京経済株式会社の集計によると、令和2年度の負債総額1,000万円以上の長崎市の倒産件数はサービス業4件、卸売・小売業2件、建設業2件、製造業2件の計10件、負債総額は4億6,500万円で、コロナ禍であるものの過去3年の実績と比較しても低水準で推移している。これは、新型コロナウイルス感染症関連の助成金や、無利子無担保融資（ゼロゼロ融資）などで資金をつなぎ、倒産を免れている事業者が多いのではないかと推察される。

(3) 県・市 新型コロナウイルス感染症関連融資の保証承諾状況

長崎県信用保証協会によって承諾が得られた、長崎市の災害復旧等支援資金と、長崎県の緊急資金繰り支援資金の融資件数とその額について、令和元年度は県及び市と合わせて融資件数115件、融資額約13億円に対し、新型コロナウイルス感染拡大によって事業に大きな影響が生じたと考えられる令和2年度には、融資件数9,877件で約86倍、融資額は約1,500億円で約113倍と大幅に伸びている。

以上、本市の経済支援・経済対策の現状について、本委員会では次のような意見・要望が出された。

- 長崎市を支える中小零細業者を支援するためにも、倒産件数だけでなく休廃業の状況についてもきちんと調査し、認識した上で対策を講じてほしい。
- 支援金や協力金については、誰が支給対象者なのか分かるような広報の工夫や申請方法の簡素化を図るなど、市民に寄り添った形で支援を進めてほしい。

2 本市の生活困窮世帯、子育て世帯への経済支援について

(1) 生活困窮世帯への経済支援

ア 生活保護の動向

本市の保護率は、平成25年度の3.19%をピークに減少傾向であり、近年は約3%で推移している。また、令和2年度の相談件数は、令和2年4月と、令和2年8月から令和3年1月までの約半年間は、コロナ禍前の令和元年度の同時期と比較すると増加しているものの、申請件数に大きな変化は認められない。

イ 生活困窮者に対する相談支援体制

本市では、生活困窮者の自立促進を図ることを目的とする生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業及び家計改善支援事業を社会福祉法人長崎市社会福祉協議会に委託し、9名の相談員等を配置し、実施している。自立相談支援事業の実績としては、コロナ禍前の平成30年度及び令和元年度の新規支援者数は800人台で推移していたが、コロナ禍の令和2年度においては新規支援者数が2,277人と大きく増加し、このうち新型コロナウイルス関連の相談者数は1,423人で、全体に占める割合も6割を超えている。

ウ 住居確保給付金の申請状況

令和3年3月末時点で、相談件数は5,807件、具体的な申請の相談があった方が623人、申請者数は380人となっている。申請理由としては、勤務先の収入減、離職・廃業、自営収入の減となっており、新型コロナウイルス関連での申請者が269人と申請者全体の7割を占めており、令和2年度の支給額は7,100万円で、コロナ禍前の令和元年度の支給額の約18倍となっている。

(2) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業

総合支援資金の再貸付を借り終わったあるいは再貸付が不承認となったなどの支給要件を満たす世帯に対し、新たな就労や生活保護につなげることを目的とした支援金である。単身世帯は月6万円、2人世帯は月8万円、3人以上の世帯は月10万円を、令和3年7月以降の最大3か月間給付する事業で、委託先は社会福祉法人長崎市社会福祉協議会である。

(3) 大学生等における新型コロナウイルス感染症の影響及び支援制度

ア コロナ禍前後の長崎地域7大学の状況

長崎市内の長崎大学、長崎総合科学大学、活水女子大学、長崎純心大学、長崎外国語大学、長崎女子短期大学、長与町の長崎県立大学シーボルト校（以下、7大学）の直近3か年の学生総数はコロナ禍前後もおおむね横ばいである。しかし、入学者数はコロナ禍に入学時期を迎えた令和3年度で前年度から約3%減少しており、これは留学生の入学者数の減少が要因と考えられる。また、7大学全体の就職者数の推移につ

いては、就職率は平成30年卒から令和2年卒まで77%程度で推移しているが、コロナ禍の影響を強く受けた令和3年卒は75%となっている。一方、県内就職率、市内就職率はおおむね横ばいで推移しているが、令和2年3月卒と令和3年3月卒を比較すると若干増加している。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響に関する大学への聞き取り結果

(ア) 学生の状況

令和2年度にコロナ禍の影響により退学・休学した学生数は7大学合計で20人であり、内訳としては退学1名、休学8名（非公表11名）である。

また、コロナ禍によるアルバイト収入の減少や親の収入減少に関する相談件数について、令和3年5月に7大学へアンケート調査を行ったところ、令和2、3年度に延べ学生総数28,719人の0.6%に当たる169人の学生から大学側へ相談がされている状況である。

(イ) 大学独自の支援制度の活用状況

令和2年度の授業料の納期限延長・猶予は200人（利用率1.7%）、授業料免除は35人（利用率0.3%）、生活支援金は1,662人（利用率16.3%）の利用があり、給付型奨学金の利用実績はなかった。

(ウ) 大学が窓口となる国等の支援制度の活用状況

令和2年度の高等教育の修学支援新制度（授業料・入学金の免除または減免と給付型奨学金支給の2つの支援をセットで行う制度）は、通常申請が1,517件、コロナ特例等の家計急変による随時申請が37件（利用率は0.3%）だった。また、貸与型奨学金（世帯の収入などに合わせて無利子または有利子で奨学金を借りることができる制度）は、通常申請が1,921件、コロナ特例等の家計急変による随時申請が3件（利用率は0.02%）である。緊急特別無利子貸与型奨学金（コロナ禍の影響によりアルバイト収入等が大幅に減少した学生等を対象に、一定期間、特別の貸与を行うもの）は、随時申請13件（利用率0.1%）だった。

ウ 大学生等が活用可能な支援制度の概要

(ア) 生活福祉資金の特例貸付

社会福祉法人長崎市社会福祉協議会を窓口とし、コロナ禍の影響を受け、休業等により収入に減少があった世帯へ緊急かつ一時的な生計維持のために貸付けを行う緊急小口資金と、日常生活の維持が困難となっている世帯に貸付けを行う総合支援資金の2種類がある。本人が親の仕送りや支援なしに学費や生活費等をアルバイト等により賄っている場合にも使用できる制度であり、対象学生は主に留学生である。

(イ) **生活福祉資金貸付制度**

社会福祉法人長崎市社会福祉協議会を窓口とし、大学等に就学するために必要な経費を貸し付ける教育支援費と大学等への入学に際し必要な経費を貸し付ける就学支度費があり、令和2年度の実績は教育支援費55件、就学支度費68件である。

(ウ) **母子父子寡婦福祉資金貸付金**

本市を窓口とし、大学等の修学に必要な授業料、書籍代、交通費等に必要な資金を貸し付ける修学資金と、入学に際して必要となる入学金や被服等の購入等に必要な資金を貸し付ける就学支度資金の2種類があり、令和2年度の実績は修学資金3件、就学支度資金1件である。

(4) **子育て世帯への経済支援**

ア **新型コロナウイルス感染症に伴う「生活を守る」関連の支援（令和2年度実施分）**

(ア) **子育て応援特別給付金**

コロナ禍により強い不安を抱えて生活している妊産婦とその子育てを応援するため、特別定額給付金の対象とならなかった令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した子どもを対象に、県の補助制度を活用して市独自に給付金を支給するもので、1人につき10万円を給付した。

(イ) **子育て世帯への臨時特別給付金**

小学校等の臨時休業等により影響を受けた子育て世帯を支援するため、特例給付を除く児童手当を受給する世帯に対し、児童1人につき1万円を支給した。

(ウ) **ひとり親世帯臨時特別給付金**

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大きな困難が生じている低所得のひとり親世帯を支援するため、令和2年6月分の児童扶養手当受給者等を対象に、基本給付を1世帯につき5万円、第2子以降は児童1人につき3万円を加算し、追加給付は新型コロナウイルス感染症の影響を受け生活が苦しくなった世帯に、1世帯につき5万円を別途支給している。

イ **新型コロナウイルス感染症に伴う「生活を守る」関連の支援（令和3年度実施分）**

(ア) **子育て世帯生活支援特別給付金**

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得のひとり親子育て世帯及びふたり親等その他子育て世帯に対し、食費等による支出の増加の影響を勘案し給付金を支給するもので、令和3年4月分の児童扶養手当受給者等に、児童1人につき5万円の支給を行う。

(イ) 高等職業訓練促進給付金

児童扶養手当の受給者または同等の所得水準にあり、国が指定する養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者に対し、その間の生活支援を行う。新型コロナウイルス感染症の問題が長引く中、国が令和3年度に法令等を改正したことから、本市においても6月以上の情報通信関係等の民間資格も助成の対象とし、准看護師から引き続き看護師の資格を取得する場合、給付を受けられる上限が3年間から4年間に変更するなど支援を拡充した。

ウ 利用料等の返還

(ア) 放課後児童クラブ利用料の返還

令和2年度において、新型コロナウイルス感染症対策に係る小学校の臨時休業に伴い、クラブへの通所を自粛した利用者に対し、児童1人当たり日額上限500円の利用料を返還した。

また、新型コロナウイルス感染症を原因として児童がクラブを利用できなかった場合に、利用料を日割りで返還する事業については令和3年度も継続して行っている。

(イ) 保育所等の保育料の返還

保育所や認定こども園等を利用する0歳から2歳児クラスの児童の保護者を対象とし、新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育所等が臨時休園等した場合の保育料について、日割り計算を行い減額し返還した。

エ 支払い・徴収の猶予

(ア) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金支払い猶予及び保育料の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により収入がおおむね20%以上減少しているなど支払いが困難になった世帯に対して、納期限から1年間の支払いを猶予した。

以上、本市の生活困窮世帯、子育て世帯への経済支援について、本委員会では次のような意見・要望が出された。

- 市民が直面している状況を綿密に把握し、国の施策のみでは支援が行き届いていない部分があるという認識を持った上で、より施策が充実していくよう取り組んでほしい。
- 限られた財源の中で、行政として困窮している学生に少しでも形のある支援ができないか考えていくべきである。

3 本市経済への影響について有識者との意見交換

日本銀行長崎支店から参考人を招聘し、新型コロナウイルス感染症による本市経済への影響などについて説明を受けたのち、意見交換を行った。

(1) 新型コロナウイルス感染症による市内経済への影響

日本経済回復の動きは遅れている状況で、消費活動指数は第4波の真ただ中であった令和3年5月は下振れており、特にサービス業が大きな影響を受けている。航空機の利用客数は、コロナ禍前の8割程度であり、長崎も全国も同じような動きとなっている。長崎県内の主要な宿泊施設の宿泊者数、観光施設の入場者数は、令和3年6月までの速報値を見ても、コロナ禍前の6割から8割ほど減少している。今後、ワクチン接種が進めば回復していくと考えるが、現在の接種のスピードではもう少し時間がかかるものとの見解が示された。次に、県内企業の業況感について、全国的には令和2年6月から着実に回復してきているものの、製造業、非製造業ともに2四半期連続のマイナスである。その背景に、経済構造の違い、業種構成の違いが反映されている。複数の大型プロジェクトの進行により建設業の景況感は全国よりも高くなっているが、一方で、宿泊や飲食、個人サービス、観光関連の施設がある企業の業況感は低い状況であり、長崎はそのウエートが高いため、感染の再拡大に伴ってそれらの業種の景況感が下振れている。金融情勢については、長崎は全国よりも感染拡大に伴う企業の資金繰りでのインパクトが大きかったが、令和2年の前半を底値として、景況感的には厳しいものの資金繰りは改善してきている。その背景として、企業の手元に流動性が確保されており、令和2年に給付金が支給されたことや、金融機関の貸出しに対する信用保証に財政的な手当てがなされたことなどから、結果として貸出しが拡大し、企業の手元に資金繰りの悪化を補うような資金が提供されている。また、預金の動きについて、流動性はまだまだ高い水準にあり、結果として倒産件数は減少傾向となっている。

日本銀行の施策としては、新型コロナウイルス感染症に関連する資金繰り支援のため金融機関に対する貸出しを令和2年3月から令和4年3月まで行うとの説明がなされた。その他、アフターコロナを見据え、大きな論点となる気候変動対応に対しても少しでも役に立てるよう年内から関連する資金供給を始めたいとの考えが示された。

今後の展望として、対面サービス事業の下振れはワクチン接種の拡大に伴い戻ってくるものと考えている。長崎市の場合、建設業の景況感の上振れにつながっている大型プロジェクトが動き出して、実際の人の流れや、オフィス誘致による新しく働く方々が外から長崎市にくるといような形での変化にもつながり、比較的経済にプラスになるとの考えが示された。

また、首都圏で優秀な人材を確保できない企業が人手確保のため、地方に手を伸ばして、そこで拠点開発をするという動きが全国でも起こっているものの、長崎県、長崎市では、この流れに乗る形でIT企業の県外からの進出がコロナ禍前から続いていたため、人を求めて県外から企業が進出してくるとい動きは今後も続くと思込まれることから、これをいかにうまく取り込めるかというのは1つのチャンスと考えている。また、長崎県は金融機関の再編が非常に速く進んでおり、再編と経営の合理化を進め、その人員をより地域全体の活性化につなげるような形で動いている。それが実際にどれぐらい地域経済の活性化につながるかというのは、全国の中でも先行的な事例として非常に期待を持っているとの説明がなされた。

最後に、カーボンニュートラルとして脱炭素の対応については、全ての産業において重要な論点になるとの考えが示された。

4 本市経済への影響について関係者との意見交換

厚生労働省長崎労働局職業安定部から参考人を招聘し、ハローワーク長崎管内の雇用情勢や新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等への支援などについて説明を受けたのち、意見交換を行った。

(1) 有効求人倍率の推移（ハローワーク長崎管内）

令和2年3月までは有効求人数と有効求職者数がほぼ拮抗し、有効求人倍率は1倍を前後している状況だったが、緊急事態宣言等の発令に伴う飲食店等の休業により、令和2年4月に有効求人数が一気に落ち込んだため令和2年3月の0.96から令和2年4月には0.79に急落した。令和2年4月以降、求職者数に大きな変化はないが有効求人数は低いままであり、令和2年9月に0.75倍となって以降、若干回復傾向ではあるものの、コロナ禍前までは戻っていないとの説明がなされた。

(2) 主要産業別新規求人数の割合及び動向（ハローワーク長崎管内）

新規求人数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、特に観光関連産業からの求人の減少が見受けられ、また感染防止のために求人募集を控えるなどの動きもあり、令和元年度と比較すると令和2年度は17%ほど減少した。その理由として、フルタイムよりもパートタイムの減少割合が大きく、パートタイム労働者が多い飲食・宿泊、サービス業が、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたためとの考えが示された。

(3) 新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報

新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数はハローワーク長崎での相談過程において把握できた範囲で、令和3年8月末時点で871人、うち非正規雇用433人となっている。産業別に見ると、多い順に宿泊業・飲食サービス業、製造業、卸売業・小売業となっているとの説明がなされた。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等への支援

ア 労働者の失業の予防や雇用の安定を図るための支援

(ア) 雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により会社が労働者を休業させ、休業手当を支払う場合、その一部を助成する制度で、特例措置として従来よりも助成率を上乘せ、要件などの緩和を行っている。ただし、助成率は、会社の状況や企業の規模、過去の解雇者の有無によって違いがある。ハローワーク長崎管内の支給決定状況は、令和2年4月から令和3年7月までの累計で、1万2,126件、金額にして93億

円が支出されているとの説明がなされた。

(イ) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

休業手当を受けることができなかった労働者が国に直接申請し、支援金を受けることができる制度で、主に中小企業の労働者が対象であるが、例外的に大企業のシフト制で働く労働者も対象となっている。令和3年8月末時点で、長崎県内で累積申請件数が1万4,544件、累積決定件数が1万3,967件となっているとの説明がなされた。

(ウ) 産業雇用安定助成金（在籍型出向支援）

一時的に雇用過剰となった会社が労働者の雇用を守るため、人手不足となっている会社との間で在籍型出向（雇用シェア）により雇用を維持する取組を支援している。長崎労働局では支援協議会を立ち上げ、公益財団法人産業雇用安定センターと連携し、在籍型出向が成立した場合は、両企業が負担する人件費等を産業雇用安定助成金の形で支援しているとの説明がなされた。

イ 離職された方などへの再就職に向けた支援

(ア) ハローワークにおける支援

県下の各ハローワークにおいて、新型コロナウイルス感染症等の影響により離職された方へ、求職者の様態や地域の労働市場に応じた支援を強化している。主なものとして、求職者担当者制による個別支援、求職者の状況に応じた各関係機関との連携による支援、非正規雇用労働者や就職氷河期世代の不安定就労者等を中心とした各種セミナー等の開催やオンラインによる職業相談の活用を行っているとの説明がなされた。

(イ) 雇用保険の個別延長給付

雇用保険の基本手当に係る所定給付日数は90日から最大330日までとなっているが、新型コロナウイルス感染症等での離職に関しては、さらに1か月から2か月程度延長される特例が設定されたとの説明がなされた。

(ウ) 求職者支援訓練の活用

雇用保険を受給できない求職者が月10万円の生活資金を受給しながら無料の職業訓練を受講し再就職を目指す制度で、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業を余儀なくされた方や、シフトが減少した労働者が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図り、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援を拡充しているとの説明がなされた。

以上、本市経済への影響について関係者との意見交換において、本委員会では次のような意見・要望が出された。

- 労働局で休業等に関する支援について制度設計がなされているが、労働者への早めの周知が必要だと思うので、基礎自治体である長崎市と労働局で連携して周知、広報を進めてほしい。

5 経済活性化に向けた振興策について（令和3年11月調査）

新型コロナウイルス感染症に対する経済対策については、感染拡大の状況に応じた救急期、リハビリ期、復活期等フェーズに応じながら、国、県の対策の及ばないところを市が担うという基本的な考え方の下、資金繰りや雇用の維持、事業の継続、消費喚起など、様々な面から支援を行ってきた。令和3年11月時点では、ワクチン接種の進展とともに市民の不要不急の外出自粛や飲食店の営業時間短縮要請への協力などにより、社会経済活動が正常化しつつあり、復活期に向けた取組を進める時期になりつつあると考えている。

(1) 商工部における経済対策

ア 営業時間短縮要請協力金（第1期～第6期）

令和3年4月から令和3年10月末までに第1期から第6期まで実施しており、長崎県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した飲食店や遊興施設を運営する事業者に対し、売上高等をもとに1日当たりの給付額を算出して協力金を支払うこととしている。第1期の4月28日から5月11日までの期間は、想定店舗数2,600店舗に対して、2,496店舗、支給額は10億6,944万6,000円である。第2期の5月12日から5月31日までの期間は、想定店舗数2,600店舗に対して、2,509店舗、支給額は15億5,082万円である。第3期の6月1日から6月7日までの期間は、想定店舗数2,600店舗に対して、支給済店舗数2,481店舗、支給済額は5億3,173万4,000円である。第4期の8月10日から8月23日までの期間は、想定店舗数2,498店舗に対して、10月6日時点での支給済店舗数2,024店舗、支給済額は8億6,368万8,000円である。第5期と第6期は、令和3年10月現在、申請期間中で、第5期は8月24日から8月26日まで、第6期は8月27日から9月12日までの期間であり、想定店舗数は第5期と第6期の合計4,996店舗に対して、10月6日時点での支給済店舗数は2,831店舗、支給済額は9億1,387万4,000円となっている。

なお、第4期と第5期には、感染防止対策を徹底した県内の飲食店が第三者による認証を受けるながさきコロナ対策飲食店認証制度がスタートしており、従来、営業時間は午後8時まで、酒類の提供は午後7時までであったが、認証店については営業時間が午後9時まで、酒類の提供は午後8時までと緩和されている。また、第6期はまん延防止等重点措置の適用期間であるため、売上高の支給条件とそれに対する1日当たりの支給額が異なっている。

イ 中小事業者等一時金（第3期）

飲食店に対する営業時間の短縮要請や不要不急の外出自粛に加え、まん延防止等重

点措置の適用により、令和3年8月または9月の事業収入が前年（または前々年）同月比で50%以上減少した場合は国の月次支援金が支給されることとなったが、事業収入の減少率が50%未満の事業者に対する支援が予定されていないことから、当該事業者に対し一時金を支給する。なお、市内事業者（個人事業主を含む）に対し、一時金を支給するものであり、営業時間短縮要請協力金または長崎県大規模集客施設時短要請協力金の受給者は対象外で支給見込者数は2,193者である。

以上、経済活性化に向けた振興策について、本委員会では次のような意見・要望が出された。

- 様々な業種に目を向けて支援に不足がないか調査するなど、県や国に対する交付金の拡充などの要望も含めて、支援が広く行き渡るように取り組んでほしい。
- 課税対象となるために中小事業者等一時金を申請しない事業者もいることから、様々な事情を把握し対策を講じながら支援を進めてほしい。

6 新産業の種を育てるプロジェクトについて

(1) プロジェクトの概要

ア 概要

造船業や水産業など基幹産業を取り巻く環境が厳しい状況にある中、近年、IT関連企業の立地が相次いでおり、地場企業にも協業による新たなビジネスチャンスが生まれている中で今後も地域経済の発展を図るためには、こうした動きを捉え、新たな産業の種を見つけ、育てていく必要がある。

また、高齢化や後継者不足が深刻化する第一次産業は、新たな知見や技術を導入し、持続可能な新しい形の産業を育てる必要がある。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響やDX（デジタルトランスフォーメーション）推進ニーズの高まりなども踏まえ、様々な分野で課題解決に資する新たな産業を創出し、まちの経済の活力維持と働く場の魅力向上を図る。

イ 主な取組内容

(ア) 医療、海洋産業など、すでにある長崎の「強み」を産業に育てる

造船業で培ってきた技術を生かし、クルーズ船メンテナンス事業を推進することとし、令和4年における受注件数1件を成果指標としている。

(イ) 新たな「強み」を見出す

県外企業・大学と地場企業など、様々な主体が持つ知見やノウハウなどを組み合わせることで新たな製品やサービスの創出により、雇用創出や地域経済の活性化を図ることとし、令和4年における協業による新たな製品・サービスの事業化の件数1件を成果指標としている。

(ウ) **新しい形の第一次産業を育てる**

第一次産業が抱える長崎特有の課題を民間企業や研究者等と共に解決し、長崎に合った仕組みを構築することとし、課題解決に向けた取組に係る令和4年の実証実験数1件を成果指標としている。

(2) **長崎の「強み」を産業に育てる取組**

ア 地場企業、誘致企業等のマッチング

(ア) **株式会社デンソーウェーブと行政のマッチング**

本市職員を対象に事業説明会を開催し、QRコード技術の活用について検討を行っており、令和元年12月に参加者40人による意見交換等を行った。現在、QRコードを活用した伊王島の主要観光施設の情報発信、スタンプラリー等のアプリ製作の事業化が進行中である。

(イ) **長崎オープン・ハックフェスト**

県、市の誘致企業である富士フィルムソフトウェア株式会社が主体となり、令和元年度及び2年度において、AI、IoTの活用などを考えるイベントを開催し、学生を中心に地場企業、誘致企業も参加している。

(ウ) **ながさき企業交流会**

市内に研究開発拠点を設置した誘致企業と地場企業による交流会を開催し、協業による新たなビジネスの創出に向け機運の醸成を図るもので、令和元年度に誘致企業5社及び地場企業41社の参加を得て、事業説明や個別面談などを行った。

(エ) **長崎大学情報データ科学部「実社会課題解決プロジェクト」への参画**

長崎大学情報データ科学部の学生が企業や自治体等と連携して課題を発見・解決していく実践的取組に、市も参画し人材育成を図るものである。

(オ) **医工連携に関する長崎大学との意見交換**

新事業創出に向けた現状や今後の可能性等について、長崎大学の本部や熱帯医学研究所などと意見交換したもので、研究者レベルで様々な企業と連携している状況であり、新たな事業が生まれる可能性もある。

また、医療関係企業の誘致に関しても、情報提供と協力を依頼したところである。

(カ) **次世代養殖戦略会議への参画**

長崎大学に設立された新たな海洋産業の創出を目指すプラットフォームに本市も参画し、長崎の特産魚を生み出すプロジェクトや陸上養殖の技術開発等の取組を産学官で推進するものである。全体会を令和2年9月に開催し、令和3年9月末現在の参画者は31企業、13団体の計44者となっている。

イ クルーズ船メンテナンス事業

国際クルーズ拠点の形成と連携し、国内初のクルーズ船修繕事業の拠点化を進めるため、長崎港におけるクルーズ船修繕事業の拠点化に関する関係機関連絡調整会議を設立しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でクルーズ事業が休止しており、その動向を注視している状況である。なお、コロナ禍以前の令和元年度に会議を2回開催している。

(3) 新たな「強み」を見出す取組

ア オープンイノベーションの推進

既存企業の力を活用した地域課題解決を切り口として、産学官連携の下、地場企業と県外企業の協業による事業化の検討などを行い、複数のプロジェクトで事業化を目指している。現在、新規事業の創出をめざす地場企業や県外企業に対し、課題提供やマッチング等について、県や金融機関などと横断的に支援を行っている。

なお、令和2年11月の第22回長崎サミットでオープンイノベーション宣言が行われ、まち全体で新たな産業を創出する機運が盛り上がりつつある。

(ア) 進行中の主な案件

おさかなサブスクは、地域課題である漁業者の所得向上の解決のため、最新の冷凍技術を利用し、大都市圏の消費者に新鮮で種類が豊富な長崎の魚を定額で配達するもので、第1次実証実験として令和3年2月から4月にかけてモニター約50人による検証を行い、量や料金、さしみ以外の商品展開など商品化に向けた第2次実証を令和3年度中に行うこととしている。現在、保険会社、航空会社など、他企業からの連携の話も得ている。また、茂木を拠点とした持続可能なまちづくりは、地域資源を活用した拠点整備、食を軸とした関係人口、滞在コンテンツの創出等を図るプロジェクトで、サテライトオフィスを誘致して滞在人口・関係人口の流入を図り、IT企業等の集積を目指し、企業間の交流による新たな事業の創出や地域資源の活用につなげようとするものである。地方での都市部企業のサテライト設置や働き方をテーマとしたオンラインイベントが令和3年9月22日に行われるなど、県内の検討主体である茂木のゲストハウスを中心に進行している。

その他、検討中の案件として、Ma a Sによる公共交通などの移動サービスやヘルスケアなどをテーマとした新たなプロジェクトの組成に向け、関係者と企画・検討を進めている。

(イ) オープンイノベーションを推進する体制の構築

自治体やメディア、金融機関等による支援チーム「NAIGAI CREW」を立ち上げ、長崎における地域課題の抽出やネットワークの提供、プロジェクトの実証に向けた調整や伴走支援を行っており、株式会社十八親和銀行を事務局として、県や市、メディアなどで構成されている。

(ウ) オープンイノベーション型新規事業創出プロジェクト推進費補助金

令和3年度は複数の企業や大学等と連携し、オープンイノベーションの手法を活用して行う新規ビジネス創出の取組に対する新たな補助制度を設けており、補助上限額は50万円で、補助対象経費は報償費、消耗品費など初動の事務費を想定している。

イ スタートアップ支援

新たなビジネスモデルを活用した新規事業創出を図るため、株式会社F F Gベンチャービジネスパートナーズと連携協定を締結し、長崎で起業を目指す人の発掘・育成、起業家コミュニティの醸成といった土壌づくりを担うNagasaki Startup Compassを立ち上げて取組を進めている。

(ア) Nagasaki Startup Compass

起業に対する思いはあっても一歩を踏み出せない人に、起業に役立つ知識から実践的プログラムまで幅広い支援を提供するもので、県内外から専門家や先輩起業家を招聘し、スタートアップに関する機運醸成や必要なノウハウの提供などを行うセミナーやビジネスモデルの磨き上げから起業アイデアの仮説検証までを行う公募型の実践的プログラ起業家育成プログラム「ココデショ!」、起業家コミュニティの活性化に係る専門人材の配置を行うこととしている。

(4) 新しい形の第一次産業を育てる取組

ア 高付加価値化

一次産業では生産物の価格の変動が大きく、生産者の経営が安定しない要因であることから、生産物を安定かつより高い価格で販売することが課題となっている。そこで、価格の向上、安定を図るため、新規需要の開拓に対応し、他産地物と差別化、高付加価値化に取り組むことで、新たな販売先、販売方法を開拓し、生産者の経営安定を目指している。

(ア) 主な取組

a 販売先の拡大と価値の付加

(a) おさかなサブスク

長崎の魚のブランド力向上と新たな販売の形態にチャレンジすることで、漁業者の所得向上を図る。

(b) HACCP等の推進による輸出環境整備

欧米やEU等の輸入に対して義務づけられているHACCPによる衛生管理について、衛生基準やニーズに対応するために必要な施設の整備を支援することで海外に向けた販売の拡大を図る。

(c) ゆうこうシマアジなど特徴ある生産の推進（農業・水産業の連携）

養殖業の新規市場開拓や産地間競争への対応として、養殖魚の高付加価値化、差別化を図るもので、長崎市の伝統かんきつであるゆうこうを養殖シマアジの

餌に添加したゆうこうシマアジが令和2年11月に誕生し、地元量販店や通信販売事業者との取扱いが実現した。

(d) 高品質ビワの選果に向けた選果機の開発（ICT官民学の連携）

本市の特産品であるビワの中でもより高い品質のものを選別・ブランド化し、付加価値を高めるため、官民学で長崎びわ生産コンソーシアムを構成し、スマート農業技術を活用した新たな選果機の開発、実証等に取り組んでいる。令和2年度は、ビワの重量や糖度などを判別するセンサーを搭載したスマート選果システムを新規開発し、川原びわ集出荷場へ導入した。

イ 生産性の安定、向上

一次産業は自然環境の影響を受けるほか、生産については従事者の高齢化が進んでいることから、ICTの活用など新しい技術を積極的に導入することで所得向上と生産量の安定につなげ、持続性のある産業に育てていく必要がある。

(ア) 主な取組

a 複合化による経営の安定化

(a) 養殖魚の複合化、付加価値向上による養殖業経営の安定

台風等の自然災害や疾病等への対応として、トラフグのみの単一魚種の養殖から、マダイ、シマアジなど複数の魚種を組み合わせる養殖する取組を進め、リスクを分散することで経営の安定を図る。本市では、ニーズが高まるシマアジ種苗の増産や養殖用の新たな魚種について県と連携した検討を進めている。

(b) ビワとの複合栽培による経営安定

ビワを補完する作物として、収穫時期が重ならず比較的労力がかからない品目を導入する取組を進め、複数の品目を栽培する複合経営により経営安定を図る。農業センターでは、新たな補完作物として高収益が見込まれるアボカドに着目し、栽培環境の適応性について試験研究を行っている。

ウ 高度化による品質の安定や向上、規模の拡大

魚類養殖において水温など環境データをリアルタイムで把握するためのシステムの導入を支援するなど、水産業のスマート化による管理の高度化、省力化を図っている。また、イチゴや花について低コスト耐候性ハウス等の施設園芸の推進と温度、湿度などをコントロールする環境制御技術の導入を進め、生産のさらなる高度化を目指している。さらに、長崎びわ生産コンソーシアムにおいて、スマート農業技術の実証等に取り組み、ビワ栽培の高度化を図っている。

以上、新産業の種を育てるプロジェクトについて、本委員会では次のような意見・要望が出された。

- 技術やノウハウの継承など今まで続いてきたものも守りながら、より育てていくためにも、事業者、農業者、漁業者の声をよく聞きながら一緒に取組を進めてほしい。

- 水産農林部と商工部で上手に連携を取りながら、長崎の強みを生かし、さらに強みが増すように、市内業者とHACCPの動きを推進してほしい。
- 新型コロナウイルス感染症が収束に向かえばクルーズ船が寄港すると思うので、クルーズ船メンテナンス事業については国と連携を取りながら継続的な協議をしてほしい。
- 市独自の水産業の発展や長崎のおいしい魚を全国に広めるために、基盤となる水産センターの整備を早急に進めてほしい。
- 都市の魅力度ランキングからも長崎は評価されているが、まだ宣伝が十分とはいえないことから、これまで以上に長崎の強みの発信に努めてほしい。

7 再生可能エネルギー等の活用可能性について

(1) 国の動き

ア 2050年カーボンニュートラル

2015年に開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議において採択されたパリ協定や、気候変動に関する政府間パネル、IPCCの1.5℃特別報告書を受け、国内の温室効果ガス排出量を2050年度までに実質ゼロとするカーボンニュートラルを2020年10月に宣言した。排出を全体としてゼロというのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いてプラスマイナスゼロにするということであり、現在排出している温室効果ガスを削減するだけでなく、森林などの吸収量を増やす必要がある。

(ア) グリーン成長戦略

2050年カーボンニュートラルへの挑戦を、経済と環境の好循環につなげるための産業政策として経済産業省において策定された。この成長戦略の中では、14の重要分野ごとに高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取組を明記している。なお、カーボンニュートラルの実現に向けては、大胆な技術革新などが必要なことから、企業等の開発や実装を支援するための2兆円のグリーンイノベーション基金が創設されている。

(イ) エネルギー基本計画

令和3年10月、新たな第6次エネルギー基本計画として閣議決定されたもので、2050年のカーボンニュートラル、2030年の46%削減、さらに50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標の実現に向け、エネルギー政策の道筋を示したものである。今後、再生可能エネルギーを主力電源として最大限活用するという方針が示されている。

(ウ) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正

令和2年秋に宣言された2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に明確に位置づけるのに加え、その実現に向けた地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進す

る取組などを措置する。

(エ) 地域脱炭素ロードマップ

令和3年6月に策定され、国と地方が強力して、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策が示されている。5年間の集中期間に政策を総動員するということで、①少なくとも100か所の脱炭素先行地域づくり、②重点対策を全国で実施、展開し、全国で多くの脱炭素ドミノを起こし、カーボンニュートラルを目指すとされている。なお、重点対策は、(1) 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、(2) 地域共生・地域裨益型再エネの立地、(3) 公共施設など業務ビルにおける徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、(4) 住宅・建築物の省エネ性能等の向上、(5) ゼロカーボン・ドライブ(再エネ電力×電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、水素自動車)、(6) 資源循環の高度化を通じた循環経済への移行、(7) コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり、(8) 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の8項目で構成されている。

(2) 他都市の先進事例

ア 横浜市

2018年10月に温室効果ガス実質排出ゼロの実現(Zero Carbon Yokohama)を温暖化対策の目指す姿として設定している。

(ア) 水素エネルギーの利活用

横浜市の風力発電所の電力を利用してつくり出した水素を輸送して、横浜市や川崎市内の工場などで導入している燃料電池フォークリフトで使用するサプライチェーンの構築を目指した実証プロジェクトを実施している。

(イ) 小中学校65校への再生可能エネルギー等導入事業

民間事業者が公共施設の屋根などに太陽光の発電設備などを設置して運用管理を行い、公共施設の所有者は設置場所を貸すとともに、発電された電力を使用し、電気代を民間事業者に支払うもので、学校側は太陽光設備への初期投資や維持管理をする必要がなく、民間事業者は設置費用や管理運営費を電気代で回収する仕組みである。市有施設のうち小中学校65校を対象として令和3、4年度において設備を導入し、設置した太陽光発電設備による電力を学校へ供給する。

イ 北九州市

令和2年10月にゼロカーボンシティを表明し、脱炭素社会の実現に向け、「北九州市地球温暖化対策実行計画」の改訂に着手している。

(ア) 城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業

未利用国有地や既存の団地を中心とする城野地区において、エコ住宅や創エネ・

省エネ設備の設置の誘導やエネルギー利用の最適化、公共交通の利用促進など、様々な方策を総合的に取り入れてゼロ・カーボンを目指した先進の住宅街区の整備を行っている。

(イ) 再エネ100%北九州モデル

令和7年(2025年)度までに市内の再エネ発電所の電力を使用した市の全ての公共施設を再エネ100%電力化するとしている。

(3) 長崎市の取組

ア ながさきソーラーネットプロジェクト

(ア) 目的

本市では、再生可能エネルギーの利活用拡大のため、平成25年から市民、企業、行政が連携してこのプロジェクトを開始しており、自然エネルギーは地域のもをコンセプトに、売電による果実を地域の活性化につなげることを基本に進めることとしている。

(イ) 取組

メガソーラー事業として行政が主体で三京町でメガソーラー発電を開始しており、年間発電量は約127万kWh(一般家庭の年間電力消費量の約350世帯相当)を見込んでいる。収益は、ながさきエコライフ基金に積立てをし、市民の環境活動の支援の財源としている。次に、公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業として、現在、4つの公共施設の屋根を発電事業者へ提供しており、年間発電量は約21万kWh(一般家庭の年間電力消費量の約60世帯相当)を見込んでいる。本市は屋根の賃貸料と固定資産税を事業者から徴収し、事業者は売電することで利益を得るという仕組みになっている。さらに、市民エネルギーファンド連携支援事業として、市民サポーターによる太陽光発電を高城台小学校の屋根に設置している。

(ウ) その他の発電

現在、東西工場の廃棄物処理に伴い発電した電力や余熱について、それぞれの工場内や東公園の体育施設や神の島プールにおいて自家消費するとともに、余剰電力を株式会社ながさきサステナエナジーに売電している。

イ 株式会社ながさきサステナエナジー

(ア) 目的

令和2年2月に再生可能エネルギーの地産地消を推進し、CO₂削減を図るとともに、新たな脱炭素事業を創出することを目的に、地域内資金循環を促し、雇用の創出や地域活性化につながる脱炭素なまちづくりを推進することとし、地域エネルギー事業体である株式会社ながさきサステナエナジーを民間7事業者と設立し

た。

(イ) 取組

東西工場など本市所有の廃棄物発電や太陽光発電設備で発電された再生可能エネルギー由来の電力を公共施設へ小売供給し、電気の使用に伴うCO₂の削減及びエネルギーの地産地消を図っている。令和2年12月から市立小中高校及び市庁舎などの公共施設161施設に供給している。

ウ 木質バイオマスの熱利用

(ア) 目的

木質バイオマスは燃料として利用しても全体としてみると大気中の二酸化炭素濃度を増やすことがないため、環境面で優れており、本市においても市の附属機関である長崎市地球温暖化対策実行計画協議会に設置した再生可能エネルギー導入促進部会による報告書において、間伐材や剪定枝、建築廃材などの木質バイオマスの賦存量または有効利用可能量が見出せたことを受け、事業実施に向け検討を行っている。

(イ) 取組

平成30年度から令和元年度にかけて長崎市内の木質バイオマスの有効利用可能量やボイラー転換モデルなど、地域内の循環利用に向けた調査を行い、木材の搬出路が整備されていないことや利用可能な資源が市外に流出していることなどの課題が明らかになった。また、令和2年度は市内流通に向けた情報の精査を行い、ボイラーを転換するに当たってのコストや償還期間などの試算を行い、ある程度大きな規格のボイラーを導入すればメリットが見込めるとされ、今後、需要家の創出などの具体的な取組の推進に向けて検討を進めている。

エ ゼロカーボンシティ長崎

(ア) 目的

世界の共通目標である2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの達成に向け、令和3年3月17日に本市と地球温暖化対策を協働して推進する市民や事業者などの代表である長崎市地球温暖化対策実行計画協議会と共同で宣言し、市民・事業者・行政が一丸となってさらに実効性のある取組を加速させることを目指す。

(イ) 取組

本市における地球温暖化対策の施策を総合的かつ計画的に推進する計画である長崎市地球温暖化対策実行計画の改訂を令和3年度中に実施予定であり、今後は同時に宣言をした長与町、時津町と地方公共団体実行計画の共同策定に向けて検討

を進めることとしている。

オ エネルギー版産学官民連携スタートアップ事業

(ア) 目的

ゼロカーボンシティ長崎を実現するための取組の1つとして、再生可能エネルギーの活用など、脱炭素化に資する取組の普及拡大に向けて、市内の産学官民が連携するネットワークを構築し、最終的には市内事業者、環境団体などが連携して行う環境と経済が好循環する新たな脱炭素化事業を創出し、新たな雇用と地域の活性化を実現しようとするものである。

(イ) 取組

令和3年度から令和5年度の3か年で実施することとしており、令和3年度は新たな脱炭素化事業構築に向けて、脱炭素化に関する基礎情報や社会情勢の変化などを参加者間で共通認識を構築するためにセミナーを実施している。なお、令和4年度以降は脱炭素化事業の創出に向けた具体的な取組を実施していく予定である。

(4) その他の取組

ア 洋上風力発電

(ア) 導入の意義

海洋再生可能エネルギーの利用促進は、日本周辺の広大な海域の開発・利用を有効に進める観点から、海洋政策上の重要課題として位置づけられており、特徴として、地球温暖化対策に有効、経済性の確保、地元産業への好影響が挙げられる。本市としても海洋再生可能エネルギー分野は、今後、市場の拡大が期待される分野であり、有望な新事業進出先の1つであるため、洋上風力発電関連の産業集積に向けた取組を支援している。

(イ) 長崎市の海洋再生可能エネルギー関連産業集積に向けた取組

市内事業者の新事業進出など経営の多角化を図る必要があることから、海洋再生可能エネルギーをはじめとする新事業への進出に必要な事業可能性調査や人材育成の取組を支援している。支援策として、新事業展開・IoT活用技術による生産性向上支援補助金については、海洋再生可能エネルギーをはじめとする新事業への進出に必要な事業可能性調査や人材育成の取組への支援を行っており、製造業、設備工事業、機械統計業を営む市内事業者を対象として、可能性調査は補助率3分の2、補助限度額は海洋再生可能エネルギー関連については200万円、産業人材育成については補助率2分の1、補助限度額20万円としている。また、挑戦型共同研究開発支援補助金については、地元企業の成長分野における新製品・新技術の開発を促進することを目的に、企業と大学との連携を支援することで、新事業の創

出を図るための支援を行っている。長崎市内に事業所を有する事業者を対象として、補助率2分の1、補助限度額については通常枠は200万円となっており、最大3年間まで継続して支援ができる。

イ 長崎海洋産業クラスター形成推進協議会

(ア) 概要

平成26年3月に設立され、海洋再生可能エネルギーを軸とする新たな海洋産業分野への県内企業の参入を促進し、産学官の連携の下、海洋エネルギー関連産業の拠点形成を図ることを目的としており、会員は令和3年8月時点で正会員94、賛助会員28の計122事業者である。主な取組は洋上風力・潮流発電などの海洋エネルギーの実証実験、実用化、商用化に向けた取組を行うことであり、具体的には組織・体制の確立、コーディネーターの人選・確保、研修内容の策定をはじめ、コーディネーターによる研修及び実務指導を実施し、事業、商品開発、実業務の能力向上を図ることとしている。また、受注窓口となるコネクタ・ハブ企業の育成も行っている。活動の実績として海域動物・海底地質等調査促進事業、潮流発電技術実用化推進事業、長崎海洋アカデミーの創設・運営事業が挙げられる。

以上、再生可能エネルギー等の活用可能性について、本委員会では次のような意見・要望が出された。

- 海洋エネルギーについては地域産業の育成やエネルギーの地域循環など長崎市にとって大きなチャンスだと思うので、取組を進めてほしい。
- エネルギー基本計画に見合った具体的な取組を進めながら、温室効果ガスの削減に対する市民の意識の醸成を図り、地球で生存するための資源を未来にわたって残していく点で、時間がないという認識をもって取組を進めてほしい。
- 斜面地にある休耕地などを太陽光発電に利用するなど、長崎市特有の地形を生かした再生エネルギー活用の可能性を研究すべきだと考えるので、庁内で連携しながらスピード感をもって取組んでほしい。
- 海洋エネルギー産業へ長崎市の中小事業が参入できるように、市としてまずは商用化に動き出すまでの補助を行ってほしい。

8 コロナ禍において困難等を抱える女性に対する支援について

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、女性が多くを占める非正規雇用労働者の雇用問題等を契機とした雇用や生活に関する不安とともに、外出自粛の長期化などによるストレス等を要因としたDV等のリスクの高まりが懸念されており、特に女性を取り巻く環境は厳しい状況となっている。

こうした状況に対応するため、コロナ禍において孤独・孤立により困難や不安を抱える女性に対して、寄り添いながらきめ細かい支援を行うことが重要であり、本委員会でも取り上げる必要があるとして、本市の取組について報告を受けた。

(1) 長崎市女性つながりサポート事業

ア 概要

コロナ禍において孤独・孤立により困難や不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用し、困難や不安の解消に向けた寄り添った相談対応等を行うため、国の地域女性活躍推進交付金つながりサポート型を活用し、令和3年度において社会福祉法人長崎市社会福祉協議会への委託により本事業を実施する。

イ 内容

(ア) 生活相談支援業務

コロナ禍において孤独・孤立により困難や不安を抱える長崎市内居住（通勤・通学を含む）の女性を対象とし、女性専用相談窓口での相談対応や就労支援などの既存制度へつなぐための情報提供・同行支援、また、状況によっては、生理用品等の生活必需品の提供などを行うこととしている。相談窓口は、長崎市社会福祉協議会内に設置し、専任の女性相談員2名体制で、土日祝日及び年末年始を除く午前9時から午後5時まで受け付けている。

(イ) 相談員研修業務

当該事業に従事する相談員だけではなく、女性対象の相談や支援を行っている関係団体等の相談員も対象とし、それぞれの関係団体等が行っている支援内容等の情報共有を行うとともに、社会状況や新たな制度の把握など支援スキルの向上に資する情報共有等を行うほか、連携した支援に向けた意見交換などを行い、関係団体等との連携強化及び相談員の質の向上を図ることとしている。

(ウ) 周知方法

チラシ・ポスター・相談カードの配布や、広報ながさき、ホームページ、SNS、イーカオ、新聞広告などの広報媒体を活用した多くの方に情報が届くような周知のほか、女性に対する支援等を行っている関係団体等を訪問し、事業内容等の説明を行っている。

(2) 長崎市女性つながりサポート事業における支援状況について

ア 相談・支援等の状況（令和3年7月～11月）

令和3年7月中旬から開始したサポートセンターにおける相談・支援等の状況について、11月末現在で、相談受付人数の総数は121人で月平均が約27人、生理用品支給人数は41人で月平均が約9人、生理用品の支給総数は2,156枚で月平均が約480枚である。

また、相談受付人数に対する生理用品支給人数の割合は約3割である。

なお、主な相談内容としては、「貧困・困窮」が最も多くなっており、次いで「住まい」、「病気、障害」などがある。

以上、コロナ禍において困難等を抱える女性に対する支援について、本委員会では次のような意見・要望が出された。

- 女性へのサポートを行っている既存の団体との連携を深めながら、中身のあるサポート体制にしてほしい。
- 生理の貧困対策は女性の健康問題や活動機会の均等に大きく関わるものなので、コロナ禍だけの事業ということではなく、全庁内で協議して進めてほしい。
- 時間外の相談に対しても臨機応変に対応するなど、市民の方が利用しやすい環境づくりを行ってほしい。
- 生理用品については、困っている人の手に幅広く届くような工夫が必要であると思うので検討してほしい。

9 委員会からの提言

以上、本委員会の調査項目についてまとめたが、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、本市でこれまで実施してきた事業持続化支援金や中小事業者等一時金など財源の多くを国の支援に頼っていることから、積極的に国と情報交換を行いつつ、交付金の拡充を県や国に対して求め、引き続き経済対策に取り組まれない。

その中で、今後は市内事業者の休業の状況など、より詳細に市内経済の実態を把握するとともに、これまでの支援策の効果や支援不足について分析を進めた上で対策を講じるよう要望する。また、市民に対して国の給付金等を含め支援を行う場合には、分かりやすい制度の内容や、申請方法の周知などを行い、支援が必要な方に速やかに広く行き渡るよう工夫しながら取り組まれない。加えて、労働局による休業支援金などの制度については、自治体として市民と接する機会の多さを生かして周知を行うなど、連携を取りながら支援を進められたい。

クルーズ船のメンテナンス事業については国や造船所等の関係機関との継続的な協議を行い、クルーズ船寄港の再開による市内での消費拡大対策を含めて、庁内で協議することを要望する。また、新型コロナウイルス感染症の影響以外にも高齢化などの問題がある第一次産業については農業者や漁業者と一緒に協力しながら、ノウハウの継承や高付加価値化や生産性の安定、向上に向けた高度化などの事業を進められたい。

次に、本市でも大きなプロジェクトである「ゼロカーボンシティ長崎」の実現に向けて、予算立てをしっかりと行いながら全庁一丸となって取り組まれない。また、長崎大学で研究が進んでいる洋上風力発電を利用したインテリジェント養殖など、本市にとって新たな水産振興になりうる事業について、漁業者等と連携を深めながら、有効性や実用性など活用可能性について調査研究を進められたい。

最後に、コロナ禍において困難等を抱える女性に対する支援については、長崎市社会福祉協議会や民間団体と協力しながら、長崎市女性相談サポートセンターの支援内容が多くの方に届くような周知方法等の検討を進められたい。

理事者におかれては、委員会における調査の過程で各委員から出された意見・要望を十分に踏まえ、庁内での連携や民間団体と協力しながら、限られた財源の中で必要な支援を

行い、ポストコロナ社会に向けた対策を講じることを強く要望する。